

事 務 連 絡
平成17年9月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入されるベトナム産ナマズ及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ニューキノロン系合成抗菌剤に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

違反事例

1. 品 名：FROZEN CATFISH SLICE
2. 生産国：ベトナム
3. 製造者：AGIFISH CO.
4. 検査結果：エンロフロキサシン 0.31ppm 検出
シプロフロキサシン 0.09ppm 検出
5. 検 疫 所：東京検疫所川崎検疫所支所
(届出受付番号：第 32003646410 号 1 欄)